

電気設備工事特記仕様書 (包含工事の場合は、◆印の項目及び事項については元請負者の業務内容に含むものとする。)				
1. 工事概要 1. 工事名称 医療センターボイラー改修工事				
2. 工事場所 三重県亀山市亀田町466-1				
3. 建物概要				
建物概要	構造	階数	延べ面積(m ²)	用途区分
本館棟	R C造	2	6,980.19	消防法施行令別表第一
計				
(延べ面積は建築基準法による表記)				
4. 工事種目 主な工事種目は、下記の○印のついたものである。				
工事種目 工事場所				
電力設備	電灯設備			
動力設備				
雷保護設備				
接地設備				
受電設備	○			
電力 計算	直流通電源設備			
貯蔵	交流無停電電源設備			
発電設備	ディーゼル発電設備			
ガスエンジン発電設備				
ガスタービン発電設備				
太陽光発電設備				
風力発電設備				
通信	構内情報通信網設備			
情報設備	構内交換設備			
	情報表示設備			
	映像・音響設備			
	拡声設備			
	説教支援設備			
	テレビ共同受信設備			
	テレビ電波障害防除設備			
	監視カメラ設備			
	駐車場管制設備			
	防犯・入退室管理設備			
	自動火災警報設備			
	自動閉鎖設備			
	非常警報設備			
	ガス漏れ火災警報設備			
中央監視制御設備	○			
構内配電線路	○			
構内通信線路				
その他				
◆5. 员員企業優先使用 本事業に於いて、下請け契約を締結する場合には、当該契約の着手方を三重県内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者のみから選択するよう努めること。				
◆6. 不正介入を受けた場合の措置 当該委託者は不正介入（三重県公共工事等暴力団等排除規制要綱第2条第1項第1項第10号）による不正介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不正介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上の必要な協力を行うこと。 (1)受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除規制要綱第2条第1項第10号）による不正介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不正介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上の必要な協力を行うこと。 (2)（1）により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合は、速やかに発注者に報告すること。なお、発注者への報告は文書で行うこと。 (3)受注者は暴力団員等により不正介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。				
7. 総合評価方式 総合評価方式の工事において、技術提案の不履行があった場合は、本工事の完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の技術評価点（満点）の1割を減点する。また、同一年度に複数工事で不履行があった場合は不履行工事件数に応じて、発注工事の技術評価点（満点）を減点する。				
8. 主任技術者は監理技術者の専任を要しない期間（国総建第74号 平成21年6月30日 国土交通省総合政策局建設課長） (1)現地施工に着手するまでの期間 現地施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）について、主任技術者は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現地施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。				
9. 施工終了後の期間 工事の施工終了後、現地施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現地施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。				

II. 共通仕様
1. 通用
図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。（最新のものを適用）
・国土交通省大臣官房官房常務監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
・国土交通省大臣官房官房常務監修「公共建築設備工事標準図」（電気設備工事編・機械設備工事編）
・国土交通省大臣官房官房常務監修「建築工事監理指針」「電気設備工事監理指針」「機械設備工事監理指針」
・国土交通省大臣官房官房常務監修「建築工事監理指針」「電気設備工事監理指針」「機械設備工事監理指針」
・国土交通省大臣官房官房常務監修「建築工事監理指針」「電気設備工事監理指針」「機械設備工事監理指針」
・電気設備に関する法律を定めた省令（電気設備技術基準）
・電気工事業の適正化に関する法律
・電気工事士法
・労働安全衛生法
・消防法規法
・電力供給取扱法
・その他の関連法令、関連基準

II. 共通仕様
1. 通用
図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。（最新のものを適用）
・国土交通省大臣官房官房常務監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
・国土交通省大臣官房官房常務監修「公共建築設備工事標準図」（電気設備工事編・機械設備工事編）
・国土交通省大臣官房官房常務監修「建築工事監理指針」「電気設備工事監理指針」「機械設備工事監理指針」
・国土交通省大臣官房官房常務監修「建築工事監理指針」「電気設備工事監理指針」「機械設備工事監理指針」
・国土交通省大臣官房官房常務監修「建築工事監理指針」「電気設備工事監理指針」「機械設備工事監理指針」
・電気設備に関する法律を定めた省令（電気設備技術基準）
・電気工事業の適正化に関する法律
・電気工事士法
・労働安全衛生法
・消防法規法
・電力供給取扱法
・その他の関連法令、関連基準

2. 一般共通事項
下記の選択する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

項目	特記事項
1. 一般事項	(1)工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に入念かつ丁寧に施工すること。 (2)設計図面に示された工事の不適な点及び工事上の問題・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び改善策、設計図面の修正に施工することで得来る具合が発生しうると予測される場合については、その都度、監督員と協議すること。 なお、設計図面の工事の始まつても監督員が発生した場合は、協議のうえ改善策を講じること。 (3)他工事との組合いついては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事連携に努めること。 なお、調査不足による意匠的な工事により不都合や不具合が発生した場合は、監督員の指示により手直し施工を行ふこと。
2. 施工体積台帳の提出	平成21年1月1日以降に契約した公共工事で、工事を施工するため下請け請負契約を締結した場合には下請け会員にかねて、施工体積台帳及び施工事例図を作成し、工事現場に備えると共にその写しを監督員に提出すること。
3. 施工中の安全確保及び環境保全	工事実施退職金共済に加入（全ての工事） 1) 建設業者登録料を支払う。 2) 当該建設業者に「建設業者登録金共済制度適用事業主工事現況」の様式を掲示する。 3) 未加入下請業者に対する加入を指導する。 (2)建設業者登録料の加入
4. 工事保険等	(1)建設業者登録金共済に加入（全ての工事） 1) 建設業者登録料を支払う。 2) 当該建設業者に「建設業者登録金共済制度適用事業主工事現況」の様式を掲示する。 (2)建設業者登録料の加入
5. 足場	設置する足場について、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省、平成21年4月）により、「働きやすい安心の足場に関する基準」に適合する手すり、中柱及び横木の構造を有する足場とし、足場の組立て及び解体又は変更の作業方法、「手すり先行工法等による足場の組立てに関する基準」の2の2（2）（3）（4）（5）（6）（7）（8）（9）（10）（11）（12）（13）（14）（15）（16）（17）（18）（19）（20）（21）（22）（23）（24）（25）（26）（27）（28）（29）（30）（31）（32）（33）（34）（35）（36）（37）（38）（39）（40）（41）（42）（43）（44）（45）（46）（47）（48）（49）（50）（51）（52）（53）（54）（55）（56）（57）（58）（59）（60）（61）（62）（63）（64）（65）（66）（67）（68）（69）（70）（71）（72）（73）（74）（75）（76）（77）（78）（79）（80）（81）（82）（83）（84）（85）（86）（87）（88）（89）（90）（91）（92）（93）（94）（95）（96）（97）（98）（99）（100）（101）（102）（103）（104）（105）（106）（107）（108）（109）（110）（111）（112）（113）（114）（115）（116）（117）（118）（119）（120）（121）（122）（123）（124）（125）（126）（127）（128）（129）（130）（131）（132）（133）（134）（135）（136）（137）（138）（139）（140）（141）（142）（143）（144）（145）（146）（147）（148）（149）（150）（151）（152）（153）（154）（155）（156）（157）（158）（159）（160）（161）（162）（163）（164）（165）（166）（167）（168）（169）（170）（171）（172）（173）（174）（175）（176）（177）（178）（179）（180）（181）（182）（183）（184）（185）（186）（187）（188）（189）（190）（191）（192）（193）（194）（195）（196）（197）（198）（199）（200）（201）（202）（203）（204）（205）（206）（207）（208）（209）（210）（211）（212）（213）（214）（215）（216）（217）（218）（219）（220）（221）（222）（223）（224）（225）（226）（227）（228）（229）（230）（231）（232）（233）（234）（235）（236）（237）（238）（239）（240）（241）（242）（243）（244）（245）（246）（247）（248）（249）（250）（251）（252）（253）（254）（255）（256）（257）（258）（259）（260）（261）（262）（263）（264）（265）（266）（267）（268）（269）（270）（271）（272）（273）（274）（275）（276）（277）（278）（279）（280）（281）（282）（283）（284）（285）（286）（287）（288）（289）（290）（291）（292）（293）（294）（295）（296）（297）（298）（299）（300）（301）（302）（303）（304）（305）（306）（307）（308）（309）（310）（311）（312）（313）（314）（315）（316）（317）（318）（319）（320）（321）（322）（323）（324）（325）（326）（327）（328）（329）（330）（331）（332）（333）（334）（335）（336）（337）（338）（339）（340）（341）（342）（343）（344）（345）（346）（347）（348）（349）（350）（351）（352）（353）（354）（355）（356）（357）（358）（359）（360）（361）（362）（363）（364）（365）（366）（367）（368）（369）（370）（371）（372）（373）（374）（375）（376）（377）（378）（379）（380）（381）（382）（383）（384）（385）（386）（387）（388）（389）（390）（391）（392）（393）（394）（395）（396）（397）（398）（399）（400）（401）（402）（403）（404）（405）（406）（407）（408）（409）（410）（411）（412）（413）（414）（415）（416）（417）（418）（419）（420）（421）（422）（423）（424）（425）（426）（427）（428）（429）（430）（431）（432）（433）（434）（435）（436）（437）（438）（439）（440）（441）（442）（443）（444）（445）（446）（447）（448）（449）（450）（451）（452）（453）（454）（455）（456）（457）（458）（459）（460）（461）（462）（463）（464）（465）（466）（467）（468）（469）（470）（471）（472）（473）（474）（475）（476）（477）（478）（479）（480）（481）（482）（483）（484）（485）（486）（487）（488）（489）（490）（491）（492）（493）（494）（495）（496）（497）（498）（499）（500）（501）（502）（503）（504）（505）（506）（507）（508）（509）（510）（511）（512）（513）（514）（515）（516）（517）（518）（519）（520）（521）（522）（523）（524）（525）（526）（527）（528）（529）（530）（531）（532）（533）（534）（535）（536）（537）（538）（539）（540）（541）（542）（543）（544）（545）（546）（547）（548）（549）（550）（551）（552）（553）（554）（555）（556）（557）（558）（559）（5510）（5511）（5512）（5513）（5514）（5515）（5516）（5517）（5518）（5519）（5520）（5521）（5522）（5523）（5524）（5525）（5526）（5527）（5528）（5529）（5530）（5531）（5532）（5533）（5534）（5535）（5536）（5537）（5538）（5539）（55310）（55311）（55312）（55313）（55314）（55315）（55316）（55317）（55318）（55319）（55320）（55321）（55322）（55323）（55324）（55325）（55326）（55327）（55328）（55329）（55330）（55331）（55332）（55333）（55334）（55335）（55336）（55337）（55338）（55339）（55340）（55341）（55342）（55343）（55344）（55345）（55346）（55347）（55348）（55349）（55350）（55351）（55352）（55353）（55354）（55355）（55356）（55357）（55358）（55359）（55360）（55361）（55362）（55363）（55364）（55365）（55366）（55367）（55368）（55369）（55370）（55371）（55372）（55373）（55374）（55375）（55376）（55377）（55378）（55379）（55380）（55381）（55382）（55383）（55384）（55385）（55386）（55387）（55388）（55389）（55390）（55391）（55392）（55393）（55394）（55395）（55396）（55397）（55398）（55399）（553100）（553101）（553102）（553103）（553104）（553105）（553106）（553107）（553108）（553109）（553110）（553111）（553112）（553113）（553114）（553115）（553116）（553117）（553118）（553119）（553120）（553121）（553122）（553123）（553124）（553125）（553126）（553127）（553128）（553129）（553130）（553131）（553132）（553133）（553134）（553135）（553136）（553137）（553138）（553139）（553140）（553141）（553142）（553143）（553144）（553145）（553146）（553147）（553148）（553149）（553150）（553151）（553152）（553153）（553154）（553155）（553156）（553157）（553158）（553159）（553160

2. 施工仕様 下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。																																																					
項 目																																																					
特 記 事 項																																																					
1. 既設設備等の調査																																																					
既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に充分な調査を行うこと。 (1) 既設配管路 ① 壁面開口 ●埋設配管 構造物 ●その他 () ② 調査範囲 ■埋設ルート その他 () (2) 適用及びはつきり ① 項 目 目 鋼筋 配管 その他 () ② 調査範囲 施工部分 その他 () (3) 調査の取扱い ① 調査範囲 ■接続部 増設部 その他 () ② 調査範囲 施工部分 その他 ()																																																					
2. 施工前の測定等																																																					
改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認及び絶縁測定等を着工前に行い、監督員に報告すること。																																																					
3. 耐震施工																																																					
(1) 想定される地震に対応するものとする。 (2) 耐震計算書を監督員に提出するものとする。																																																					
4. 耐震基準																																																					
(1) 適用 耐震基準の計算及び施工方法は、次の事項以外は最新版の「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」(建築基準法施行規則第6章耐震部監査等)及び「建築設備耐震設計・施工指針」(国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究開発機構による)による。 (2) 計算水平震度 機器の重量(kg)に、設計用水平震度を乗じたものとする。 なお、特記の場合、設計用水平震度は次による。 設計用標準水平震度(%)																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">耐震安全性の分類類</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">設 置 場 所</th> <th rowspan="2">機器種別</th> <th colspan="2">特定の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">上階階の景上及び塔屋</td> <td>機器</td> <td>2. 0</td> <td>1. 5</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>2. 0</td> <td>2. 0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水槽類</td> <td>機器</td> <td>2. 0</td> <td>1. 5</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>2. 0</td> <td>1. 5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中間階</td> <td>機器</td> <td>1. 5</td> <td>1. 0</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1. 5</td> <td>1. 5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水槽類</td> <td>機器</td> <td>1. 5</td> <td>1. 0</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1. 5</td> <td>1. 0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1階及び地下階</td> <td>機器</td> <td>1. 0</td> <td>0. 6</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1. 0</td> <td>1. 0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水槽類</td> <td>機器</td> <td>1. 5</td> <td>1. 0</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1. 5</td> <td>1. 0</td> </tr> </tbody> </table>		耐震安全性の分類類				設 置 場 所	機器種別	特定の施設		重要機器	一般機器	上階階の景上及び塔屋	機器	2. 0	1. 5	防振支持の機器	2. 0	2. 0	水槽類	機器	2. 0	1. 5	防振支持の機器	2. 0	1. 5	中間階	機器	1. 5	1. 0	防振支持の機器	1. 5	1. 5	水槽類	機器	1. 5	1. 0	防振支持の機器	1. 5	1. 0	1階及び地下階	機器	1. 0	0. 6	防振支持の機器	1. 0	1. 0	水槽類	機器	1. 5	1. 0	防振支持の機器	1. 5	1. 0
耐震安全性の分類類																																																					
設 置 場 所	機器種別	特定の施設																																																			
		重要機器	一般機器																																																		
上階階の景上及び塔屋	機器	2. 0	1. 5																																																		
	防振支持の機器	2. 0	2. 0																																																		
水槽類	機器	2. 0	1. 5																																																		
	防振支持の機器	2. 0	1. 5																																																		
中間階	機器	1. 5	1. 0																																																		
	防振支持の機器	1. 5	1. 5																																																		
水槽類	機器	1. 5	1. 0																																																		
	防振支持の機器	1. 5	1. 0																																																		
1階及び地下階	機器	1. 0	0. 6																																																		
	防振支持の機器	1. 0	1. 0																																																		
水槽類	機器	1. 5	1. 0																																																		
	防振支持の機器	1. 5	1. 0																																																		
(3) 重要な機器は次のものとする。 配管、自立式電源機、交流無停電電源装置、直流水電源装置、交換機、火災警報受信機、中央監視設備、情報通信システム等																																																					
(4) 上階階の定義は次による。 2~6階建の場合は最上階 7~9階建の場合は上層2階 10~12階建の場合は上層3階																																																					
(5) 重複して1.0m以上下り下りする機器(機器仕様書の運用を受けるものは除く)については、取付下地を入念に施工し、機器製造者の規定する方法で取付けを行うこと。 (6) 地域指数は、1.0と定めること。																																																					
5. はつり																																																					
既設のスクリート床、壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッターを使用すること。																																																					
6. インサーント																																																					
インサーントの取付けに使用した釘等は除去し、鉛止め塗装を行う。																																																					
7. あと施工アンカー																																																					
(1)種類 ・接着系アンカー(・カブシ方式・注込方式) ・金属系アンカー(・打込み方式・締付方式) (2)性能及び施工確認 ・行う ・行わない																																																					
8. 基礎の記録ビット																																																					
基礎の記録ビットを設ける場合、ビットの寸法は設ぶ設するケーブル径の最大のもの曲げ半径、条数、将来増設の作業性、事故時の対応、排水等を考慮する。																																																					
9. 防火区画等の貫通																																																					
10. 管路等の外壁貫通																																																					
外壁を貫通する管路等は、屋内に水が侵入しないように防水処置を施す。																																																					
11. 引込部の耐震化処置																																																					
建物への配管引き込み部の耐震化処置 行う 行わない																																																					
12. 最上階の埋込配管																																																					
(1) 埋込配管は、U字配管を行わない。																																																					
(2) 附属部材は、U字に取り付ける場合、U字配管を行わない。																																																					
(3) 壁面開口等で容易に取れる部分(2m以下)の配管には、突起のない支持金具又は保護カバーを取付ける。																																																					
(4) 通路部分で床配管を避け、天井配管の場合原則2.1m以上とする。																																																					
(5) 監督員の指示がある場合は、上記に係わらずの指示に従う。																																																					
13. 露出配管																																																					
屋上の露出配管等には、ブランディングを取り付ける。																																																					
14. 屋上の露出配管等																																																					
(1) 合成樹脂管等には、ブランディングを取り付ける。																																																					
(2) 金属製電線管等の露出部には、ビニール被覆を行ない。(P F管)																																																					
15. 合成樹脂管																																																					
(1) 露出部管、露外ボックス、鋼管ボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。 ① 露出部、屋外、電線管、機器、器具、蓋下)、その他の建築部位上必要な箇所。 ② 固定に特に力を加える場合は、溶接部やメキナック等は塗装しないものとよい。ただし、図面に表示がある場合はその旨による。 ③ 濡水のある場所及びコンクリート埋込部の金属製位置ボックスの内面には絶縁性防護塗料を充分に塗布すること。(監督員が指示して場所は除く)。 ④ 木板部材の金属製部材に塗布する場合は、塗装の際止める塗装を施すこと。 (2) 塗装はエッジングプライマー等の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて調合ペイント2回塗りとする。ただし、塗装場所及びその他の建築部位上、必要な箇所の露出部ボックスは塗装色焼付塗装とする。																																																					
16. 金属製電線管等の塗装																																																					
(1) 露出部管、露外ボックス、鋼管ボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。 ① 露出部、屋外、電線管、機器、器具、蓋下)、その他の建築部位上必要な箇所。 ② 固定に特に力を加える場合は、溶接部やメキナック等は塗装しないものとよい。ただし、図面に表示がある場合はその旨による。 ③ 濡水のある場所及びコンクリート埋込部の金属製位置ボックスの内面には絶縁性防護塗料を充分に塗布すること。(監督員が指示して場所は除く)。 ④ 木板部材の金属製部材に塗布する場合は、塗装の際止める塗装を施すこと。 (2) 塗装はエッジングプライマー等の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて調合ペイント2回塗りとする。ただし、塗装場所及びその他の建築部位上、必要な箇所の露出部ボックスは塗装色焼付塗装とする。																																																					
17. 屋外ボックスへの配管接続																																																					
(1) 埋込配管からの立上り予備配管は、予備回路が4回路以下は(P F2.2)を1本、5回路以上は(P F2.2)を2本施工する。 スラグ天井の場合は、天井又は梁下2.0mmまで上りげ、位置ボックスを取付ける。 (2) 防犯カメラ設置機器、MD F、警報盤等の間に移動のための空配管を行う。																																																					
18. 予備配管等																																																					
長さ1m以上の入線しない電線管等には、1~2mm以上のビニール被覆鉄線を挿入する。																																																					
19. 呼び線																																																					
20. 予備ストリーブ																																																					
位置ボックス及びジョイントボックス類は、図面に特記なき場合、原則として金属製とする。																																																					
22. 軽量簡易仕切のボックス																																																					
軽量簡易仕切のボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。																																																					
23. ブルボックス																																																					
(1) 屋外形及び特別に製作された特殊形状又は大きいもの(一辺が600mm以上のもの)は、製作図を提出すること。 (2) 屋外形ブルボックスと露外配管等の接続部は、カッピング溶接等による。ただし、既設ブルボックスに接続する場合は防水パテ等でシーリングを行う。																																																					
24. ポルト・ナット類																																																					
屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないもの ・スレッドレス ■溶融鉛鉄ワッキ仕上げ																																																					
25. 環境に配慮した電線採用																																																					
電線、ケーブル及び通信線はEM(エコマテリアル)ケーブルを使用すること。																																																					
26. ケーブル及び配線																																																					
(1) 配線の断路器 下記の断路器で、ケーブル等に行き先等示され(ケーブル種別及びサイズ、行き先、施工年、用途、施工者名等を示す)。取り付ける ① ケーブル等スラスターを貫通する部分 ② ケーブル分歧部分																																																					
(2) 既設等との取り合い ・無し ■盤改造 ■配線接続 ■電源供給 ■その他 ()																																																					
(3) 機器類 ・一般照明器具 ■照明天井装置 ■外灯(単独設置) ■コンセント等 ■分電盤、制御盤等 ■その他 ()																																																					
(4) 一般照明器具 1) 形式 ■公共用 ■一般型 2) 灯具 ■H LED 照明光 ■LED LAMP ■H LED ■その他 ()																																																					
3) 用途 ■屋内用 ■屋外用 ■防災用																																																					
4) 環境 ■普通地域 ■塩害地域 5) 明るさ ■明るさ基準 ■照度基準 ■試験成績書を提出すること。 6) 照明器具の点灯回数 ■回数を用いて耐用年数を算出するものとし、電子点灯管による交換により怪我をする恐れのある場合は、飛散防止を施したランプとする。																																																					
27. 開口部布設のケーブル保護																																																					
真空穴等の開口部にケーブルを通す場合には、ケーブル損傷を防ぐためシール材を充填するなどのケーブル保護を行なうこと。																																																					
28. 高圧ケーブル端末処理																																																					
高圧ケーブルの端末処理部、直線接続部等に処理者銘板(屋内外共で、姓名、作業日、氏名等を表示。)を取り付ける。																																																					
29. 配線器具の設置																																																					
(1) 配線器具(コンセント、スイッチ等)には電圧、用途などの表示を行う。 なお、表示内容については、監督員と調整を行う。																																																					
(2) 電線の色分けはブルーとすると。 3) 電線の種類により色を変える場合、 (4) 公共住宅の住戸部分に設置するスイッチ・コンセントは原則として表示付とし、特記なきスイッチはワイヤレスタイプとする。																																																					
(5) 配線器具を取付ける場合は、電線の色分けを確認する。 (6) ブレード式、切替式、新規製品とする。 (7) カーブド式等は、電線の色分けを確認する。 (8) ローフラップ式は、水平低頭型(ローフラップリフタ付)とする。																																																					
30. 照明器具の設置																																																					
(1) コーナーベンチア等以下の放電管及び水銀のある場所の器具は接地する。なお、金属配管の場合は、配管を利用してもよい。 乾燥した場合のコンセント(2.7W以下)を除く。) (2) 接地用電線は、放電管と同一太さのケーブルの1芯(緑色)を用いる。 (3) 照明器具を設置する前に、照度分布図を作成し、監督員に承認を取ること。 (4) 照明器具取付後は、度調節計は一般形A級とする。 (5) 天井・床材により脱落防止の措置を行う。 (6) 照明器具には、製造者及び安全規格の種類の表示を行う。																																																					
(7) バイパスリードの照明器具は接続する。																																																					
31. 照明制御装置の設置																																																					
照明器具の人がセンサー・制御を行なう部屋には、注意プレートを設置する。																																																					
32. 換気扇																																																					
手や頭に届く箇所やカーテン等付ける箇所には、格子ガードを付けること。 また、金属配管に設置する場合は、絶縁栓等を使用する。																																																					
33. 分電盤、制御盤、キューピタル等																																																					
(1) 図面ルーラー等の放電管を構成する部材を構成する。 また、既設分電盤、制御盤等を接続する場合は、ケーブルの接続部を溶接等行い接続部から雨水等が漏入しない方とする。ただし、既設ボックスに接続する場合はローリングカットとボックスの間にゴムパッキン等を取付け、接続部等が漏入しないようする。																																																					
34. 受電設備、発電設備の設置場所																																																					
(1) 保守検査、防音上効率空間、維持管理の空き考慮する。 (2) 室内に設置する場合は、床の耐震計算書、換気計算書等を監督員に提出する。 (3) 室外に設置する場合は、機器及び基礎の質量を認め、地盤の許容耐力を確認し、結果を監督員に提出する。																																																					
35. 発電設備の燃料配管																																																					
(1) フレキシブルパイプ引出位置は、施工前に所蔵の消火栓と十分に合せを取る。 (2) 配管は接続部は機器取付位置で取付する。																																																					
36. 非常放送設備のスピーカー設置																																																					
(1) 放送区域の各部からスピーカーまでの距離は10m以内とする。 (2) 階段部にスピーカーを設置する場合は、ケーブルを15m以内とする。 (3) 增幅器等からスピーカーまでの距離は、ラジオステップボタン等により取付けできない場合を除く。) (4) 接地用電線又は接地線用配管等は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 (5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 (6) 配線抵抗測定器の電線電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の倍以上とする。																																																					
37. 電波関係の計算及び測定																																																					
(1) 計算の提出 電界強度測定結果による計算書を提出する。 2) 测定期間 施工前 ■躯体上り時 ■施工後 ■その他 () 3) 報告書提出部数 1) 項目は、施工報告書、施工者名、施工者等を記載する。																																																					
38. 土工																																																					
(1) 挖削、埋戻し 1) 壁 前 機械掘り 手掘り 2) 埋戻し 山砂 基礎土 (良質土を使用、配管周囲は山砂) (2) 特記なき地中設置深度は、G=6.0m以上とする。 (3) 地盤に表示がある場合は、マット等の下にハンドホール、屋外受電設備及び自家発電装置の基礎等は総掘り、埋設管等は布振り、外灯基盤、電池等はゴム袋振りとする。 (4) 機械掘削は根切り底を乱さないようにする。																																																					
39. ハンドホール、マンホール																																																					
1) 地中接続部及びマンホール等沈下が考慮される場合は、沈下対策を施す。 2) 地中接続部は、監督員の指示に従う。 3) 高さ900mmを超えるものは、タラップ付とする。 なお、タラップの取付は4.50mm間隔以内とし、原則として接地を施すことを。																																																					
40. 地中配線路の表示杭																																																					
下記の部材に地中配線路の表示杭を設置する。 ① 部材への入り口及び送出口附近 ② マンホール・リバース・マンホール付近 ③ 地中接続部の接続箇所 ④ 逆路横断箇所 ⑤ 地図部分は30cm程度に1個																																																					

(8) 基礎	・本工事 (・21N/mm ² ・18N/mm ²) ・別途工事 ・既設利用 ・その他 ()
(9) 消火器	・有 (ABC10型 収納箱共) ・無 ・その他 ()
9. 太陽光発電設備	太陽電池アレイ ・パワーコンディショナ ・情報処理装置 ・その他 ()
(1) 機器	1) 発電能力 公称出力 () kW 2) 茄台は、JIS C 8955「太陽電池アレイ用支持設計標準」による。
(2) 太陽電池アレイ	1) 電気方式 三相3線式 (・200V ・() V) 2) 定格周波数 60Hz 3) 設置場所 屋内 ・屋外 ・その他 () 4) 設置方式 壁掛型 ・自立型 ・その他 () 5) 機能 ・低圧連系 (・高圧連系 ・みなし併連系 ・低圧連系) 6) 系統連系に対する技術要件は、関係法令を確認し、電気事業者と十分協議する。
(4) 情報処理装置	1) 装置 ・データ処理装置 ・データ表示装置 ・気温計 ・日射計 2) 記録作成 ・日報 ・月報 ・年報 3) その他の機器 ()
(5) 仕様詳細	仕様詳細については「太陽光発電設備特仕様書」による。
10. 風力発電設備	風車 ・制御盤 ・系統連係保護装置 ・情報処理装置 ・その他 ()
(1) 機器	1) 発電能力 公称出力 () kW 2) 茄台は、積載荷重、風圧荷重等に耐えうるものとする。
(2) 風車	1) 電気方式 三相3線式 (・200V ・() V) 2) 定格周波数 60Hz 3) 設置場所 屋内 ・屋外 ・その他 () 4) 設置方式 壁掛型 ・自立型 ・その他 () 5) 機能 ・低圧連系 (・高圧連系 ・みなし併連系 ・低圧連系) 6) 系統連系に対する技術要件は、関係法令を確認し、電気事業者と十分協議する。
(4) 情報処理装置	1) 装置 ・データ処理装置 ・データ表示装置 ・風速計 ・風向計 ・気温計 2) 記録作成 ・日報 ・月報 ・年報 3) その他の機器 ()
(5) 仕様詳細	仕様詳細については「風力発電設備特仕様書」による。
【通信・情報設備】	
11. 構内構外通信網設備	
(1) 伝送速度	・10BASE ・100BASE ・1000BASE ・その他 ()
(2) モード	・リピータ ・スイッチ ・HUB ・ルータ ・メディアコンバータ ・ファイアーウォール ・時刻同期装置 ・ネットワーク管理装置 ・無線LAN ・機器収納ラック ・アウトレット ・その他 ()
(3) ネットワーク網	広域網 (WAN) ・構内網 (LAN)
(4) ケーブル	1) 幾何系 ・UTPケーブル ・STPケーブル ・光ファイバーケーブル 2) 支線系 ・UTPケーブル ・STPケーブル ・光ファイバーケーブル 3) フロア系 ・UTPケーブル ・STPケーブル ・その他 ()
(5) アウトレット	・ローテンションアウトレット (・固定型 ・上下動型 (アップ式を含む)) ・壁コンセント ・その他 ()
12. 構内交換設備	
(1) 機器	・交換装置 ・電話機 ・端子盤類 ・アウトレット ・その他 ()
(2) 交換装置	1) 種別 ・構内交換装置 (・デジタルPBX ・IP-PBX ・VoIPサーバ ・ボタン電話装置) 2) 方式 ・局線応答方式 ・局線中継方式 ・分散中継方式 ・ダイヤルイン方式 3) 停電保障時間 ・30分以上 () 時間以上 5) 本配電盤 (MDF) ・自立フレーム (・片面形 ・両面形) ・交換機一体型 ・壁掛型
(3) 電話機	・一般電話機 ・多機能電話機 ・コードレス電話機 ・PHS
(4) 端子盤類	1) 端子盤 ・中継端子盤 (IDF) ・室内端子盤 2) 中継端子盤には実装率の20%以上、室内端子盤には10P以上の接続端子板スペースを見込む。
(5) アウトレット	・ローテンションアウトレット (・固定型 ・上下動型 (アップ式を含む)) ・壁コンセント
13. 情報表示設備	
(1) 設備	・マルチサイン装置 ・時刻表示装置 ・警報等表示装置
(2) マルチサイン装置	1) 機器 ・情報表示装置 ・操作制御装置 2) 情報表示装置 ・発光タイオード式 ・プラズマ式 ・液晶式 3) 操作制御装置は、入力制御、表示制御、電源制御等の機能を有する。 4) 造語方式 ・専用造語 ・TCP/IP ・その他 ()
(3) 時刻表示装置	1) 機器 ・時計計 ・子時計 ・電源装置 ・単独時計 2) 時計計 ・自立型 ・壁掛型 ・ラックマウント型 (ラック架組込) ②時刻修正 ・FM放送受信 (・アンテナ設置 ・既設利用) ・長波標準電波受信 (・アンテナ設置 ・既設利用) ③回線数 () 回線 ④機能 電子タイマー () 曲 ・時報 ・プログラムタイマー (・年間 ・週間) 3) 子時計 ①方式 ・アナログ式 ・デジタル式 ②設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他 () 4) 電源装置 踏板可能時間 (・10時間) () 時間 5) 単独時計 ①方式 ・アナログ式 ・デジタル式 ②設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他 () ③踏板修正機能
(4) 時刻表示装置	1) 機器 ・時計計 ・子時計 ・電源装置 ・単独時計 2) 時計計 ・自立型 ・壁掛型 ・ラックマウント型 (ラック架組込) ②時刻修正 ・FM放送受信 (・アンテナ設置 ・既設利用) ・長波標準電波受信 (・アンテナ設置 ・既設利用) ③回線数 () 回線 ④機能 電子タイマー () 曲 ・時報 ・プログラムタイマー (・年間 ・週間) 3) 子時計 ①方式 ・アナログ式 ・デジタル式 ②設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他 () 4) 電源装置 踏板可能時間 (・10時間) () 時間 5) 単独時計 ①方式 ・アナログ式 ・デジタル式 ②設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他 () ③踏板修正機能
(5) 時計計	1) 機器 ・表示盤 ・表示装置 2) 表示盤 ①表示方式 ・表示式 ・その他 () ②施主 ・本工事 ・別途施工 ・既設利用 ・その他 () 3) 接出装置 ①接出方式 ・電線 ・無電圧接点 ・その他 () ②施主 ・本工事 ・別途施工 ・既設利用 ・その他 () 4) 図面に特記明示がない場合、接出装置への接続は本工事とする。
(6) 映像・音響設備	14. 映像・音響設備 (1) 機器 (2) 映像機器 (3) 音響機器
(7) 情報処理装置	1) 装置 ・データ処理装置 ・データ表示装置 ・気温計 ・日射計 2) 記録作成 ・日報 ・月報 ・年報 3) その他の機器 ()
(8) 基礎	・本工事 (・21N/mm ² ・18N/mm ²) ・別途工事 ・既設利用 ・その他 ()
(9) 消火器	・有 (ABC10型 収納箱共) ・無 ・その他 ()
9. 太陽光発電設備	太陽電池アレイ ・パワーコンディショナ ・情報処理装置 ・その他 ()
(1) 機器	1) 発電能力 公称出力 () kW 2) 茄台は、JIS C 8955「太陽電池アレイ用支持設計標準」による。
(2) 太陽電池アレイ	1) 電気方式 三相3線式 (・200V ・() V) 2) 定格周波数 60Hz 3) 設置場所 屋内 ・屋外 ・その他 () 4) 設置方式 壁掛型 ・自立型 ・その他 () 5) 機能 ・低圧連系 (・高圧連系 ・みなし併連系 ・低圧連系) 6) 系統連系に対する技術要件は、関係法令を確認し、電気事業者と十分協議する。
(3) パワーコンディショナ及び系統連系保護装置	仕様詳細については「太陽光発電設備特仕様書」による。
(4) 情報処理装置	1) 装置 ・データ処理装置 ・データ表示装置 ・気温計 ・日射計 2) 記録作成 ・日報 ・月報 ・年報 3) その他の機器 ()
(5) 仕様詳細	仕様詳細については「太陽光発電設備特仕様書」による。
10. 風力発電設備	風車 ・制御盤 ・系統連係保護装置 ・情報処理装置 ・その他 ()
(1) 機器	1) 発電能力 公称出力 () kW 2) 茄台は、積載荷重、風圧荷重等に耐えうるものとする。
(2) 風車	1) 電気方式 三相3線式 (・200V ・() V) 2) 定格周波数 60Hz 3) 設置場所 屋内 ・屋外 ・その他 () 4) 設置方式 壁掛型 ・自立型 ・その他 () 5) 機能 ・低圧連系 (・高圧連系 ・みなし併連系 ・低圧連系) 6) 系統連系に対する技術要件は、関係法令を確認し、電気事業者と十分協議する。
(3) 制御盤	仕様詳細については「風力発電設備特仕様書」による。
(4) 情報処理装置	1) 装置 ・データ処理装置 ・データ表示装置 ・風速計 ・風向計 ・気温計 2) 記録作成 ・日報 ・月報 ・年報 3) その他の機器 ()
(5) 仕様詳細	仕様詳細については「風力発電設備特仕様書」による。
【通信・情報設備】	
11. 構内構外通信網設備	
(1) 伝送速度	・10BASE ・100BASE ・1000BASE ・その他 ()
(2) モード	・リピータ ・スイッチ ・HUB ・ルータ ・メディアコンバータ ・ファイアーウォール ・時刻同期装置 ・ネットワーク管理装置 ・無線LAN ・機器収納ラック ・アウトレット ・その他 ()
(3) ネットワーク網	広域網 (WAN) ・構内網 (LAN)
(4) ケーブル	1) 幾何系 ・UTPケーブル ・STPケーブル ・光ファイバーケーブル 2) 支線系 ・UTPケーブル ・STPケーブル ・光ファイバーケーブル 3) フロア系 ・UTPケーブル ・STPケーブル ・その他 ()
(5) アウトレット	・ローテンションアウトレット (・固定型 ・上下動型 (アップ式を含む)) ・壁コンセント ・その他 ()
12. 構内交換設備	
(1) 機器	・交換装置 ・電話機 ・端子盤類 ・アウトレット ・その他 ()
(2) 交換装置	1) 種別 ・構内交換装置 (・デジタルPBX ・IP-PBX ・VoIPサーバ ・ボタン電話装置) 2) 方式 ・局線応答方式 ・局線中継方式 ・分散中継方式 ・ダイヤルイン方式 3) 停電保障時間 ・30分以上 () 時間以上 5) 本配電盤 (MDF) ・自立フレーム (・片面形 ・両面形) ・交換機一体型 ・壁掛型
(3) インターホン	1) 用途 ・内部受付用 ・外部受付用 ・夜間訪問用 ・身体障害者用 ・保守用 2) 機能 ・音声通話 ・映像モニタ 3) 通話機能 ・親子式 ・相互式 ・複合式 4) 通話方式 ・同時通話 ・交互通話 ・その他 () 5) 機器式 ・親機 ・子機 ・その他 () 6) 他の機器 ()
(4) 誘導支援設備	16. 誘導支援設備 (1) 機器 (2) 音声誘導装置
(5) スピーカー	・非常放送用 (仕様は通常放送装置を参照) ・専用 組合 () W インバータンス (Lo形) ・Hi形
(6) 振動支援装置	・增幅器 ・付属機器 ・操作装置 ・スピーカー ・その他 ()
(7) 付属機器	1) 機器 ・プロセクタ () 前面投射式 ・背面投射式 ②スクリーン () 反射マット形 ・反射ビーズ形 ・反射ストライプ形 ・透過形 3) 機器 ・映像機器 ・音響機器
(8) 情報処理装置	1) 装置 ・データ処理装置 ・データ表示装置 ・風速計 ・風向計 ・気温計 2) 記録作成 ・日報 ・月報 ・年報 3) その他の機器 ()
(9) 仕様詳細	仕様詳細については「風力発電設備特仕様書」による。
【通信・情報設備】	
11. 構内構外通信網設備	
(1) 伝送速度	・10BASE ・100BASE ・1000BASE ・その他 ()
(2) モード	・リピータ ・スイッチ ・HUB ・ルータ ・メディアコンバータ ・ファイアーウォール ・時刻同期装置 ・ネットワーク管理装置 ・無線LAN ・機器収納ラック ・アウトレット ・その他 ()
(3) ネットワーク網	広域網 (WAN) ・構内網 (LAN)
(4) ケーブル	1) 幾何系 ・UTPケーブル ・STPケーブル ・光ファイバーケーブル 2) 支線系 ・UTPケーブル ・STPケーブル ・光ファイバーケーブル 3) フロア系 ・UTPケーブル ・STPケーブル ・その他 ()
(5) アウトレット	・ローテンションアウトレット (・固定型 ・上下動型 (アップ式を含む)) ・壁コンセント ・その他 ()
12. 構内交換設備	
(1) 機器	・交換装置 ・電話機 ・端子盤類 ・アウトレット ・その他 ()
(2) 交換装置	1) 種別 ・構内交換装置 (・デジタルPBX ・IP-PBX ・VoIPサーバ ・ボタン電話装置) 2) 方式 ・局線応答方式 ・局線中継方式 ・分散中継方式 ・ダイヤルイン方式 3) 停電保障時間 ・30分以上 () 時間以上 5) 本配電盤 (MDF) ・自立フレーム (・片面形 ・両面形) ・交換機一体型 ・壁掛型
(3) インターホン	1) 用途 ・内部受付用 ・外部受付用 ・夜間訪問用 ・身体障害者用 ・保守用 2) 機能 ・音声通話 ・映像モニタ 3) 通話機能 ・親子式 ・相互式 ・複合式 4) 通話方式 ・同時通話 ・交互通話 ・その他 () 5) 機器式 ・親機 ・子機 ・その他 () 6) 他の機器 ()
(4) トイレ等呼出装置	1) 機器 ・トレー呼出 ・受付呼出 ・非常通報 ・ナースコール 2) 機能 ・親機 ・呼出スイッチ ・警報装置 ・その他 () 3) 親機 ・壁掛型 ・卓上形 ・複合盤組込 ・その他 () 4) 呼出スイッチ ・押ボタン式 ・引紐式 ・その他 () 5) 警報装置 ・光 ・音声 ・音量 ・マイク形 ・埋込形 ・その他 ()
(5) トレイ等呼出装置	1) 用途 ・トレー呼出 ・受付呼出 ・非常通報 ・ナースコール 2) 機能 ・親機 ・呼出スイッチ ・警報装置 ・その他 () 3) 親機 ・壁掛型 ・卓上形 ・複合盤組込 ・その他 () 4) 呼出スイッチ ・押ボタン式 ・引紐式 ・その他 () 5) 警報装置 ・光 ・音声 ・音量 ・マイ克形 ・埋込形 ・その他 ()
(6) 音声誘導装置	・音声誘導装置 ・インターホン ・トイレ等呼出装置
(7) 付属機器	1) 機器 ・センサー ・監視制御装置 ・警報装置 ・その他 () 2) センサー ・ハッシュセンサー () 赤外線センサー ・音像センサー ・マグネットセンサー 3) 監視制御装置 ・自立型 ・壁掛型 ・卓上型 ・複合盤組込 ・その他 () 4) 機器 ・警報 ・記録 ・監視カメラ連動制御 ・センサー入切制御
(8) 情報処理装置	1) 装置 ・データ処理装置 ・データ表示装置 ・風速計 ・風向計 ・気温計 2) 記録作成 ・日報 ・月報 ・年報 3) その他の機器 ()
(9) 仕様詳細	仕様詳細については「風力発電設備特仕様書」による。
【通信・情報設備】	
11. 構内構外通信網設備	
(1) 伝送速度	・10BASE ・100BASE ・1000BASE ・その他 ()
(2) モード	・リピータ ・スイッチ ・HUB ・ルータ ・メディアコンバータ ・ファイアーウォール ・時刻同期装置 ・ネットワーク管理装置 ・無線LAN ・機器収納ラック ・アウトレット ・その他 ()
(3) ネットワーク網	広域網 (WAN) ・構内網 (LAN)
(4) ケーブル	1) 幾何系 ・UTPケーブル ・STPケーブル ・光ファイバーケーブル 2) 支線系 ・UTPケーブル ・STPケーブル ・光ファイバーケーブル 3) フロア系 ・UTPケーブル ・STPケーブル ・その他 ()
(5) アウトレット	・ローテンションアウトレット (・固定型 ・上下動型 (アップ式を含む)) ・壁コンセント ・その他 ()
12. 構内交換設備	
(1) 機器	・交換装置 ・電話機 ・端子盤類 ・アウトレット ・その他 ()
(2) 交換装置	1) 種別 ・構内交換装置 (・デジタルPBX ・IP-PBX ・VoIPサーバ ・ボタン電話装置) 2) 方式 ・局線応答方式 ・局線中継方式 ・分散中継方式 ・ダイヤルイン方式 3) 停電保障時間 ・30分以上 () 時間以上 5) 本配電盤 (MDF) ・自立フレーム (・片面形 ・両面形) ・交換機一体型 ・壁掛型
(3) インターホン	1) 用途 ・内部受付用 ・外部受付用 ・夜間訪問用 ・身体障害者用 ・保守用 2) 機能 ・音声通話 ・映像モニタ 3) 通話機能 ・親子式 ・相互式 ・複合式 4) 通話方式 ・同時通話 ・交互通話 ・その他 () 5) 機器式 ・親機 ・子機 ・その他 () 6) 他の機器 ()
(4) トイレ等呼出装置	1) 機器 ・トレー呼出 ・受付呼出 ・非常通報 ・ナースコール 2) 機能 ・親機 ・呼出スイッチ ・警報装置 ・その他 () 3) 親機 ・壁掛型 ・卓上形 ・複合盤組込 ・その他 () 4) 呼出スイッチ ・押ボタン式 ・引紐式 ・その他 () 5) 警報装置 ・光 ・音声 ・音量 ・マイク形 ・埋込形 ・その他 ()
(5) 付属機器	・增幅器 ・混合器 ・分波器 ・分歧分配器 ・機器収容箱 ・アンテナ
(6) 情報処理装置	17. テレビ共同受信設備 (1) 受信放送
(7) スピーカー	・非常放送用 ()
(8) 振動支援装置	・增幅器 ・混合器 ・分波器 ・分歧分配器 ・機器収容箱 ・アンテナ
(9) 付属機器	1) 放送 ・UHF ・BS ・CS ・FM ・その他 () 2) マスト ・地上波用 (・壁面取付) ・自立 ・既設利用 ・その他 () 3) 衛星用 (・壁面取付) ・自立 ・既設利用 ・その他 () 4) 自立用基礎 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他 ()
(10) 情報表示装置	・マルチサイン装置 ・時刻表示装置 ・警報等表示装置
(11) マルチサイン装置	1) 機器 ・情報表示装置 ・操作制御装置 2) 情報表示装置 ・発光タイオード式 ・プラズマ式 ・液晶式 3) 操作制御装置は、入力制御、表示制御、電源制御等の機能を有する。 4) 造語方式 ・専用造語 ・TCP/IP ・その他 ()
(12) 時刻表示装置	1) 機器 ・時計計 ・子時計 ・電源装置 ・単独時計 2) 時計計 ・自立型 ・壁掛型 ・ラックマウント型 (ラック架組込) ②時刻修正 ・FM放送受信 (・アンテナ設置 ・既設利用) ・長波標準電波受信 (・アンテナ設置 ・既設利用) ③回線数 () 回線<br

4. 電気設備工事指定資機材適用規格及びメーカー名			
分類	資機材名	適用範囲	規格・メーカー等
電線	電線、ケーブル類 (エコ電線・ケーブルを優先使用)	一般配線工事に使用するもので、エコ電線・ケーブルのあるもの	・JIS規格適合品 ・JCS(日本電線工業会規格)規格適合品
		上記以外の一般配線工事に使用するもの	・JIS規格適合品
	耐火、耐熱電線	耐火・耐熱性を必要とする場所に使用するもの	・登録認定機関((社)日本電線技術センター)または指定認定機関((社)日本電線工業会(耐火・耐熱電線認定業務委員会))による認定または評定されたもの ・(社)日本電線工業会により自主認定(評定)されたもの
	圧着端子 接続端子リード	一般配線工事に使用するもの	・JIS規格適合品
電線保護物類	金属管、V.E.、P.F.、H.I.管、FEP、OD、可成樹脂管可とう管、可とう電気管、フロアダクト、各付属品	一般配線工事に使用するもの	・JIS規格適合品 ・JIS規格のない物にあっては、電気用品の技術上の基準を定める省の適合品
	配線器具	コンセント、スイッチ	一般配線工事に使用するもの
照明器具	蛍光灯器具 (省エネ型を優先使用)		・JIS規格適合品 ・(社)日本照明器具工業会標準(JIL規格)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	非常用照明器具		・指紋認定機関による式別適合認定または式別部材等製造者認定、受けけるもの ・(社)日本照明器具工業会の自家評定を受け、JIL5501の適合マークが貼付されたもの
	誘導灯		・登録認定機関((社)日本電気協会(JEA誘導灯認定委員会))の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
	その他の照明器具		・JIS規格適合品 ・(社)日本照明器具工業会標準(JIL規格)適合品
安定器	高周波点灯専用形蛍光灯 電子安定器	高周波点灯専用形蛍光灯 電子安定器	・JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	上記以外のもの		・JIS規格適合品 ・(社)日本電球工業会規格(JEL規格)適合品
照明器具	センサ、照明天板部等		※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
インバータ装置	可変速運転用インバータ装置	可変速運動機用	※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
換気扇	窓用換気扇		・JIS規格適合品
雷保護装置	雷電針設置(突針、支持管引下管、導線、試験用接続端子箱、他)		・JIS規格適合品
サージ保護デバイス	アレスタ(避雷器)	低圧用SPD	・JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
		通信用SPD	・JIS規格適合品
壁類	分電盤、実験盤		・JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	制御盤		・(社)日本配電制御汎用工業会規格(JSA規格)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
消防防災用制御盤	消防用加圧送水装置、活性ガス消火装置及びガス消火装置に付属するもの、火災通報装置、結合操作盤等の消防用設備等の認定対象品目		・登録認定機関((財)日本消防設備安全センター(消防用設備等認定委員会))の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
	不活性ガス消火設備等の操作箱、新ガス系消火設備制御盤、非常通報装置等の消防用設備機器の性能評定対象品目		・(財)日本消防設備安全センターの性能評定を受け、評定証票が貼付されたもの
	キューピカル式配電盤		・JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	高圧スイッチギヤ	CW形、PW形	・(社)日本電線工業会規格(JEM規格)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
高圧機器	高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器、高圧遮雷器		・JIS規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(JEC規格)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	断路器		・JIS規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(JEC規格)適合品
遮断器	高圧交流遮断器		・JIS規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(JEC規格)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	配線用遮断器、漏電遮断器		・JIS規格適合品
変圧器	高圧変圧器	特定機器	・(社)日本電線工業会規格(JEM規格)適合品のトップランナーや変圧器 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
		特定機器以外の変圧器	・JIS規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(JEC規格)適合品
コンデンサ	高圧進相コンデンサ	直列リクトルを含む	・JIS規格適合品 ※コンデンサのメーカーは「設備機材等評価名簿」による
	低圧進相コンデンサ	直列リクトルを含む	・JIS規格適合品
計器用変成器	計器用変圧器、計器用変流器		・JIS規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(JEC規格)適合品
計器	電圧計、電流計、周波数計、力率計、電力計、電力量計(不検定、検定付)、他		・JIS規格適合品
繼電器	保護繼電器		・JIS規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(JEC規格)適合品
絶縁監視装置	絶縁監視装置	高圧回路用、低圧回路用	※メーカーは「設備機材等評価名簿」による

分類	資機材名	適用範囲	規格・メーカー等
直流電源装置	蓄電池	消防用設備以外に使用するもの	・JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	整流装置	防災電源用以外に使用するもの	・JIS規格適合品
	防災電源用	消防用非常電源、非常灯等用予備電源	・登録認定機関((社)日本電気協会(JEA蓄電池設備認定委員会))の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
交流無停電電源装置(P.S.)		定格出力300kVA以下のもの	・JIS規格適合品 ・(社)電気学会電気規格調査会規格(JEC規格)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	ディーゼル発電装置	防災電源用以外に使用するもの	・発電機及び原動機(ディーゼル機関)はJIS規格又は(社)日本電機工業会規格(JEM)の適合品
	ガスタービン発電装置	防災電源用以外に使用するもの	・発電機及び原動機(ガスタービン機関)はJIS規格又は(社)日本電機工業会規格(JEM)の適合品
	防災電源用	消防用非常電源、非常灯等用予備電源	・登録認定機関((社)日本内燃電力発電設備協会)の認定を受け、認定証票(長時間形)が貼付されたもの
発電設備	パワーコンディショナ	出力10kW未満のもの(系統連係保証機能を有するものを含む)	・JIS規格適合品 ・(社)日本電機工業会規格(JEM)の適合品
		出力10kW以上のもの(系統連係保証機能を有するものを含む)	・JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価事業者名簿」による
	太陽電池アレイ(太陽電池モジュール及びアレイ接続箱)		・JIS規格適合品
	蓄電		・太陽電池アレイの製造者が推奨するもの ・太陽電池アレイの製造者が販売して認めたもの ・上記と同様であると認められるもの
構内交換装置	交換機、局線中継台、電源装置、電話機		・登録認定機関((財)電気通信端末機器審査協会(JATE))等の技術基準適合認定を受け、適合表示が貼付されたもの
	拡声装置	非常用放送設備	・非常用放送設備として使用するもの ・登録認定機関(日本消防検定協会)の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
テレビ共同受信装置	アンテナ、ブースター、混合器、分波器、分配器、テレビ端子、他	右記の認定品のあるもの	・便益住宅用品(BL部品)の認定を受けたもので、BLマーク認定が貼付されたもの又は当該品であると証明できるものの ・NHK共同受信施設使用機種仕様規格適合機器の認定を受けたもので、DHマークが貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ・上記と同様であると認められるもの
			・便益住宅用品(BL部品)の認定を受けたもので、BLマーク認定が貼付されたもの又は当該品であると証明できるもので、証明するマークが貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ・NHK共同受信施設使用機種仕様規格適合機器の認定を受けたもので、DHマークが貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ・上記と同様であると認められるもの
監視カメラ装置	カメラ、モニタ、録画装置、他		※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
自動火災警報装置			・登録認定機関((財)日本消防検定協会)の検定を受け、検定合格証票が貼付されたもの
			・感知器、発信機、中継器、受信機、漏電火災警報器
中央監視制御設備	中央監視制御装置		※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	マンホールハンドホール	蓋	・JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿(機械設備機材等評価名簿・鉄製製品)」による
電柱		桿	・レディミクストコンクリート・セメント ・JIS規格適合品
		コンクリート柱	・JIS規格適合品

IV 完成書類 引き渡し時には下記の書類を提出する。			
名 称	完成書類	部数	
完成図(原図サイズ)	竣工図(副本)	1部	
	施工図(副本)	1部	
完成図(原図サイズA4折り)	ファイル綴	1部	
完成図(A3版縮小二つ折り)	竣工図(副本)	2部	
	施工図(副本)	2部	
機器完成図	ファイル綴	2部	
・制御システム図 ・システム系統図 ・資・機器一覧表 ・機器完結図 ・取扱説明書 ・技術仕様書 ・工場試験成績書 ・各種計量・検討書 ・予備品・付属品一覧表 ・機器铭板の写し ・機器登録証 ・メモランゲン要領書 ・メモランゲン使用者一覧表 ・官公序手書き類一覧表 ・官公序手書き類一覧表 ・その他監督員の指示するもの			
※各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付けること。			
保全に関する資料	ファイル綴	2部	
・制御システム図 ・システム系統図 ・資・機器一覧表 ・機器完結図 ・取扱説明書 ・試験結果報告書 ・工場試験成績書 ・予備品・付属品一覧表 ・機器铭板の写し ・機器登録証 ・メモランゲン要領書 ・メモランゲン使用者一覧表 ・その他監督員の指示するもの ※各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付けること。			
工事に関する書類	ファイル綴	1部	
・工事手順書 ・施工計画書 ・施工手順書 ・部分下請負通知書及び下請負契約書の写し ・施工体機台機及び施工体系図 ・総合評価方式技術提案書及施工確認書及び確認書 ・工事手順書及施工手順書 ・工事手順書及施工手順書 ・各種計量・検討書 ・排出ガス対策型建設機械使用報告書 ・工程日報 ・工事打合簿 ・段階確立書 ・工事手順報告書 ・安全衛生管理手帳類 ・使用機材登録届出書 ・工事材料搬入報告書 ・機器明細図 ・機器の質及び性能証明書 ・各種計量・検討書 ・試験結果報告書 ・計測機器校正証明書又は精度保証書の写し ・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書 ・産業廃棄物処理集計表 ・マニフェストリストの写し ・再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書 ・再生資源等完了報告書(特定建設資材廃棄物) ・工事写真(スナップ写真及び代表写真) ・足場施設写真 ・完成写真 ・監査・監査者名簿 ・指揮者履歴報告書 ・手帳、結果報告等報告書 ・その他監督員の指示するもの ※各種書類には一覧表を作成し、インデックスも付けること。			
参考資料: 高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(最終改正 平成21年国交省告示第906号) ユニバーサルデザインのまちづくり施設 堅備マニュアル(平成20年4月 三重県)			
官公序手書き類一覧表 官公序手書き類一覧表 官公序手書き類(本冊)	ファイル綴	1部	
電子納品		2部	
完成検査写真		1部	
工事目的物引渡書 引渡目録 工事書類納入書		3部	

V 機器標準取扱高さ 標準的な高さであり、詳細については監督員と協議する。(○印はパリアフリー対応)			
名 称	側 点	取 扱 高 (mm)	備 考
電力	接地端子盤	床上～下端	
	取用計器	地上～窓心	1,800～2,000
	引込開閉器	床上～中心	1,800～2,000
電灯	分電盤	床上～中心	1,500 上端1,900mm
	スイッチ	床上～中心	1,300 ○1,000mm
	コンセント(一般)	床上～中心	300 ○400mm
	コンセント(和室)	床上～中心	200
	コンセント(台上)	床上～中心	150
	コンセント(床下)	床上～中心	1,000
	コンセント(地下)	床上～中心	1,000
	コンセント(土間)	床上～中心	500
	プラケット(一般)	床上～中心	2,100～2,300
	プラケット(鏡上)	鏡上端～中心	150
	手		



